◇**中小企業政策審議会令の一部を改正する政令**（政令第二〇五号）（経済産業省）

1　中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会の所掌事務に、経済的社会的環境の変化への適応の円滑化に関する重要事項を調査審議すること並びに小規模企業共済法及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の規定により審議会の権限に属せられた事項を処理することを加えることとした。（第五条関係）

2　この政令は、平成二五年七月一日から施行することとした。

◇**厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部を改正する政令**（政令第二〇六号）（農林水産省）

1　一時金の請求及び支給に関する事項（第二五条の二関係）

㈠　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（以下「平成二三年統合法」という。）の規定による特例年金給付の受給権者のうち、特例老齢農林年金の受給権者に加え、新たに、特例退職共済年金、特例遺族共済年金、特例退職年金、特例減額退職年金、特例通算退職年金、特例遺族年金及び特例通算遺族年金の受給権者についても、当該特例年金給付の支給に代えて一時金の支給を請求することができるものとすることとした。ただし、特例年金給付の支給を停止すべき事由が生じているとき、特例遺族共済年金、特例遺族年金又は特例通算遺族年金の受給権者である子若しくは孫等が障害の状態にあるとき、特例遺族共済年金又は特例遺族年金について同順位者又は後順位者があるとき、又は特例遺族共済年金の受給権者である配偶者が七〇歳に達していないときは、一時金の支給の請求をすることができないものとすることとした。

㈡　㈠の請求は、特例老齢農林年金（平成一三年統合法附則第四四条第六項の規定によるものを除く。）の受給権者にあっては当該特例老齢農林年金の受給権を取得した日、これ以外の者にあっては平成二六年一〇月一日までの間において農林水産大臣が定める日から一年以内にしなければならないものとすることとした。

㈢　㈡に定めるもののほか、農林水産大臣は、㈠の請求の状況その他の事情を考慮し、必要と認めるときは、㈡の期間（㈣による延長があったときは、延長後の期間）内に㈠の請求をしなかった者について、一年を超えない範囲内で、当該請求をすることができる期間を定めることができるものとすることとした。

㈣　農林水産大臣は、災害その他特別の事情があるときは、㈡の期間を一年を超えない範囲内で延長することができるものとすることとした。㈢により期間を定めた場合において、災害その他特別の事情があるときも、同様とすることとした。

㈤　㈠の請求があったときは、その者に一時金を支給することとした。この場合においては、その請求をした日の属する月の翌月以後の分の特例年金給付（その支給に代えて一時金が支給された特例年金給付及びその特例年金給付を受けることができる場合にその支給を停止すべきこととなる特例年金給付に限る。）は、支給しないもの等とすることとした。

㈥　一時金の額は、㈠の請求をした者がその請求をしなかったとしたならばその者に支給されることとなるその請求をした日の属する月の翌月以後の各月の分の特例年金給付の額の現価に相当する額を合計して得た額とするものとするもののほか、一時金の額の算定に必要な事項は農林水産大臣が定めるものとすることとした。

2　一時金の返還等に関する事項（第二五条の三関係）

特例退職年金等の支給に代えて一時金の支給を受けた者は、遺族厚生年金等の支給を受けることができる場合に該当することとなるときは、その該当することとなる日の属する月の翌月以後の各月に対応する各月分の年金に相当する額を同日の属する月の翌月から各月の分の特例年金給付が支給されることとなる月までの期間に応じて割り引いた額を合計して得た額を同日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、存続組合に返還しなければならないものとすることとした。また、特例遺族共済年金の支給に代えて一時金の支給を受けた者が婚姻をしたとき等についても同様とすることとした。

3　経過措置及び施行期日（附則関係）

㈠　平成二六年度における1㈠の一時金（特例老齢農林年金の支給に代えて支給されるものを除く。）に係る国庫補助対象額算定率に用いる当該一時金の支給額については、当該年度に支給された一時金の額を用いることとした。

㈡　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇**薬事法施行令の一部を改正する政令**（政令第二〇七号）（厚生労働省）

1　医薬関係者以外の一般人を対象とする広告方法を制限する必要がある医薬品として、ペルツズマブ及びその製剤を指定することとした。（別表第二関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令**（政令第二〇八号）（厚生労働省）

1　次に掲げる物を毒物に指定することとした。（第一条関係）

㈠　クロトンアルデヒド及びこれを含有する製剤

㈡　クロロ酢酸メチル及びこれを含有する製剤

㈢　テトラメチルアンモニウム＝ヒドロキシド及びこれを含有する製剤

㈣　ブロモ酢酸エチル及びこれを含有する製剤

2　次に掲げる物を劇物に指定することとした。（第二条第一項関係）

㈠　二―（ジエチルアミノ）エタノール及びこれを含有する製剤（二―（ジエチルアミノ）エタノール〇・七パーセント以下を含有するものを除く。）

3　次に掲げる物を劇物から除外することとした。（第二条第一項関係）

㈠　二・三・五・六―テトラフルオロ―四―（メトキシメチル）ベンジル＝（Z）―（一R・三R）―三―（二―シアノプロパ―一―エニル）―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―（メトキシメチル）ベンジル＝（E）―（一R・三R）―三―（二―シアノプロパ―一―エニル）―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―（メトキシメチル）ベンジル＝（EZ）―（一RS・三SR）―三―（二―シアノプロパ―一―エニル）―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート及び二・三・五・六―テトラフルオロ―四―（メトキシメチル）ベンジル＝（E）―（一S・三S）―三―（二―シアノプロパ―一―エニル）―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラートの混合物（二・三・五・六―テトラフルオロ―四―（メトキシメチル）ベンジル＝（Z）―（一R・三R）―三―（二―シアノプロパ―一―エニル）―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート八〇・九パーセント以上を含有し、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―（メトキシメチル）ベンジル＝（Z）―（一R・三R）―三―（二―シアノプロパ―一―エニル）―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート一〇パーセント以下を含有し、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―（メトキシメチル）ベンジル＝（Z）―（一S・三S）―三―（二―シアノプロパ―一―エニル）―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート二パーセント以下を含有し、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―（メトキシメチル）ベンジル＝（EZ）―（一RS・三SR）―三―（二―シアノプロパ―一―エニル）―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート一パーセント以下を含有し、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―（メトキシメチル）ベンジル＝（E）―（一S・三S）―三―（二―シアノプロパ―一―エニル）―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート〇・二パーセント以下を含有するもの

4　この政令は、3の規定を除き、平成二五年七月一五日から施行することとした。